



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医師免許を有しない者が行った高密度焦点式超音波を用いた施術について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局医事課より日本医師会及び福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて、別添のとおり連絡がありました。

消費者安全調査委員会による調査報告書「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書エステサロン等でのHIFU（ハイフ）による事故（令和5年3月29日）」において、医師免許を有しない者が高密度焦点式超音波（High Intensity Focused Ultrasound。以下「HIFU」という。）を用いて行った皮下組織に熱作用を加える施術（以下「HIFU施術」という。）が原因となって急性白内障や神経麻痺等の身体に被害を受けたという事例が相当数ある旨が報告されております。

今般、消費者安全調査委員会から厚生労働省に対して、HIFU 施術に対する医師法（昭和 23 年法律第 201 号）上の取扱いの整理が求められているところ、国民への危害発生を未然に防止するため、厚生労働省医政局医事課長より、下記のとおり見解を示す旨の通知が発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

第 1 HIFU 施術に対する医師法の適用

用いる機器が医療用であるか否かを問わず、HIFU を人体に照射し、細胞に熱凝固（熱傷、急性白内障、神経障害等の合併症のみならず、HIFU 施術が目的とする顔・体の引き締めやシワ改善等も含む。）を起こさせ得る行為（以下「本行為」という。）は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第 17 条に違反すること。

第 2 実施場所について

医師による本行為は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設において行うこと。

第 3 違反行為に対する指導等

行政機関において違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告する等必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第 239 条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。

以上

日医発第 509 号（法安）
令和 6 年 6 月 11 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司

医師免許を有しない者が行った高密度焦点式超音波を用いた施術について

消費者安全調査委員会による調査報告書「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書エステサロン等でのHIFU（ハイフ）による事故（令和5年3月29日）」において、医師免許を有しない者が高密度焦点式超音波（High Intensity Focused Ultrasound。以下「HIFU」という。）を用いて行った皮下組織に熱作用を加える施術（以下「HIFU施術」という。）が原因となって急性白内障や神経麻痺等の身体に被害を受けたという事例が相当数ある旨が報告され、令和5年4月14日付日医発第155号にて、貴会宛に情報提供をしたところです。

今般、消費者安全調査委員会から厚生労働省に対して、HIFU施術に対する医師法（昭和23年法律第201号）上の取扱いの整理が求められているところ、国民への危害発生を未然に防止するべく、厚生労働省医政局医事課長より、下記のとおり見解を示す旨の通知が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方につき、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

第1 HIFU施術に対する医師法の適用

用いる機器が医療用であるか否かを問わず、HIFUを人体に照射し、細胞に熱凝固（熱傷、急性白内障、神経障害等の合併症のみならず、HIFU施術が目的とする顔・体の引き締めやシワ改善等も含む。）を起こさせ得る行為（以下「本行為」という。）は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。

第2 実施場所について

医師による本行為は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設において行うこと。

第3 違反行為に対する指導等

行政機関において違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告する等必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第239条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。

以上

公印省略

6医指第743号

令和6年6月13日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)

医師免許を有しない者が行った高密度焦点式超音波を用いた施術について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。
なお、本通知については、県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」＞「医療提供体制」＞厚生労働省等からの通知」

[URL:https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2024.html](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2024.html)

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 7 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課
(公 印 省 略)

医師免許を有しない者が行った高密度焦点式超音波を用いた施術について

標記について、別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知、協力方よろしくお願いいたします。

医政医発 0607 第 1 号
令和 6 年 6 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省医政局医事課長
（公 印 省 略）

医師免許を有しない者が行った高密度焦点式超音波を用いた施術について

消費者安全調査委員会による調査報告書「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 エステサロン等での HIFU（ハイフ）による事故（令和 5 年 3 月 29 日）」において、医師免許を有しない者が高密度焦点式超音波（High Intensity Focused Ultrasound。以下「HIFU」という。）を用いて行った皮下組織に熱作用を加える施術（以下「HIFU 施術」という。）が原因となって急性白内障や神経麻痺等の身体に被害を受けたという事例が相当数ある旨が報告されている。

今般、消費者安全調査委員会から厚生労働省に対して、HIFU 施術に対する医師法（昭和 23 年法律第 201 号）上の取扱いの整理が求められているところ、国民への危害発生を未然に防止するべく、下記のとおり見解を示すこととしたので、御了知の上、貴管内の市町村、特別区、関係機関及び関係団体等に周知方願いたい。

記

第 1 HIFU 施術に対する医師法の適用

用いる機器が医療用であるか否かを問わず、HIFU を人体に照射し、細胞に熱凝固（熱傷、急性白内障、神経障害等の合併症のみならず、HIFU 施術が目的とする顔・体の引き締めやしワ改善等も含む。）を起こさせ得る行為（以下「本行為」という。）は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第 17 条に違反すること。

第 2 実施場所について

医師による本行為は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設において行うこと。

第3 違反行為に対する指導等

違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告する等必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第 239 条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。